



平成 28 年 12 月 20 日

各 位

会社名 株 式 会 社 N u t s
代表者名 代表取締役社長 森田 浩章
(コード：7612)
問合せ先 総務部長 尾崎 孝
(TEL. 03 - 3568 - 5020)

コンテンツ事業の進捗及び最低保証販売に関する覚書締結に関するお知らせ

当社は、当社の事業の柱のひとつであるコンテンツ事業において、以下の通り取引先との最低保証販売に関する覚書を締結することを平成 28 年 12 月 12 日の社長決裁により決定し、同日付で覚書を締結いたしましたので、お知らせいたします。

(1) コンテンツ事業の進捗について

平成 28 年 4 月 26 日付「第三者割当による新株式発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」及び平成 28 年 5 月 31 日付「コンテンツ事業の一取引の契約上の地位の譲受及び営業外収益の計上についてのお知らせ」にて開示しましたとおり、当社は平成 28 年 5 月 12 日付で 315 百万円の第三者割当増資を行い、それにより調達した資金の内、200 百万円を充当し、平成 28 年 5 月 31 日付でコンテンツ事業の一取引の契約上の地位（以下、「契約上の地位」といい、当該契約を「原契約」といいます。）を譲受けております。

この契約上の地位の譲受けに伴い、当社は、取引先である遊戯機メーカー Y 社との間で、当該コンテンツを使用した遊戯機の販売に関する協議を進めてまいりました。

当社といたしましては、これまで、平成 29 年 3 月期から平成 31 年 3 月期において、約 7 万台（平成 29 年 3 月期 4.5 万台）の販売を見込んでいるものの、Y 社と合意しているものではない旨開示してまいりました。

平成 29 年 3 月期第 2 四半期までに販売台数は当初計画に対して若干の未達となっており、上積みに向け協議を進めた結果、現製品の派生バージョンを製作し、販売においては平成 31 年 7 月までに最低保証販売台数の販売を進めること及び当該合意に関する最低保証許諾料として 16 億円の支払いを受けること等につき、平成 28 年 12 月 12 日付で同社との間で合意いたしました。

なお、当該最低保証許諾料の入金は平成 28 年 12 月 26 日を予定しております。

(2) 今後の見通し

当該合意により、初年度想定の数以上の販売が見込まれることとなり、当該コンテンツ

により得られる収益は、当初予定を上回るものと期待されます。

しかしながら、販売時期及び各期の販売台数（以下、「販売時期等」といいます。）に関しては、今後の協議により変動することとなるため、今期及び来期以降の業績見込みに関しては、販売時期等が判明次第速やかに開示いたします。

なお、原契約及び本合意には解除要件の定めがあり、当該要件に抵触した場合、Y社は本合意を解除することができる旨規定されており、その場合、受領した最低保証許諾料は全額返還することとなります。また、当該最低保証許諾料は本合意による最低保証販売台数に達しなかった場合には返還の義務を要さないこととなっております。

また、契約金の会計上の処理及びこれによる業績への影響額につきましても、Y社との協議進捗を鑑み、監査法人とも協議の上、判明次第速やかに開示いたします。

以上